

平成22年度から 国民健康保険税（普通徴収）の納期が変わります

これまで、納付書または口座振替による納付（普通徴収）の世帯の方は、保険税が確定するまでの4月から7月の間は、仮算定として前年度の保険税をもとに納付いただき、8月から本算定により確定した保険税を納付いただいておりますが、この方法による納付は、8月以後の保険税額に急激な変化が生じる原因となっていました。

よって、毎期の保険税の均一化を図る納付方法とするため、本年度から仮算定を廃止し、7月に本算定を行う方法に改めました。

これにより、納付書の送付が年1回になるとともに、納期が次のように変更となります。

なお、年金天引きによる納付（特別徴収）の世帯の方は変更ありません。

今後も国民健康保険税の納付にご理解とご協力をお願いします。

【問合先】住民課

●平成22年度国民健康保険税（普通徴収）納期の変更

変更前			変更後		
月数	期別（納期限）	保険税の算定方法	月数	期別（納期限）	保険税の算定方法
4月	第1期（月末）	仮算定 前年度の保険税をもとに算定し納付します	4月	納付はありません	
5月	第2期（月末）		5月	納付はありません	
6月	第3期（月末）		6月	納付はありません	
7月	第4期（月末）		本算定 前年の所得状況などに応じて年間保険税を算定し仮算定の残額を納付します	7月	第1期（月末）
8月	第5期（月末）	8月		第2期（月末）	
9月	第6期（月末）	9月		第3期（月末）	
10月	第7期（月末）	10月		第4期（月末）	
11月	第8期（月末）	11月		第5期（月末）	
12月	第9期（28日）	12月		第6期（28日）	
1月	第10期（月末）		1月	第7期（月末）	
2月	納付はありません		2月	第8期（月末）	
3月	納付はありません		3月	第9期（月末）	

※月末が土・日・祝日で金融機関が定休日の場合は、翌月初営業日が納期限となります。

犬の鑑札・注射済票が新しくなりました

飼い犬を登録したときに交付される鑑札と狂犬病予防注射を受けたときに交付される注射済票の大きさが変わりました。従来のものよりサイズが小さくなり、小型犬にも装着しやすくなりました。

犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、飼い犬に装着することが義務付けられています。

生後91日以上で未登録の飼い犬は、手続きが必要となります。また、他の市町村からの転入などで飼い犬の所有地が変更になった場合も手続きが必要です。

○飼い犬の登録手数料（鑑札の交付） 3,000円

○紛失などによる鑑札の再交付 1,600円

※すでに他市町村で登録済の飼い犬の変更登録は、鑑札の交付は無料です。手続きの際に、旧鑑札などの登録のわかるものをご持参ください。

○狂犬病予防注射済票交付手数料 550円

○紛失などによる注射済票の再交付 340円

【問合先】環境経済課

